

産業厚生常任委員会資料

平成27年6月4日

市民生活部 市民課

目 次

1. 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について
P1～P4
2. 参考資料
P5～P9

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成28年1月から、税分野で個人番号及び法人番号の利用を開始することで準備が進められており、申告書や法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められ、以後、社会保障、税及び災害の各分野に関する事務で、順次利用が開始されることになっています。

2 個人番号の通知及び個人番号カードの交付

①個人番号の通知

平成27年10月から個人番号が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番（一人につき必ず1つのマイナンバーが付番）され、地方公共団体が共同設置したJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から通知されます。

個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に各世帯単位で簡易書留により通知されます。

②個人番号カードの交付

個人番号カードの交付を希望される方は、10月以降に郵送される通知カードに同封される個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付け返信すると、来年（平成28年）1月以降に、「個人番号カード」と一緒に、「個人番号カード交付・電子証明発行通知兼照会書（以下：はがき）」が、J-LISから加東市に送付されます。

このはがきを加東市が住民票の住所に送付することになり、個人番号カードの交付を申請された方は、運転免許証等の本人確認ができる証明書を持参のうえ市民課の窓口へお越しいただき、裏面暗証番号等の入力と本人確認後に、個人番号カードを交付する予定です。

3 個人番号の利用範囲

個人番号（マイナンバー）の利用範囲は、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）に定められた「社会保障」、「税」及び「災害」の3分野の事務に限定されています。

来年1月以降、関係情報システムの環境整備の進捗にあわせて、順次、3分野の行政手続きの場面で、マイナンバーの利用が開始されることになっています。

例えば、

- ・所得税の確定申告をするとき
- ・税や社会保障の手続きで、勤務先に届出するとき

- ・年金を受給しようとするとき
 - ・健康保険を受給しようとするとき
 - ・児童手当の現況届を出すとき
- などが挙げられます。

■マイナンバーの利用範囲

(番号法別表第一関係)

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

※上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務
であって地方公共団体が条例で定める事務に利用

4 法人番号

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つが付番され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には付番されません。

法人番号は、書面により通知が行われることになっており、例えば、設立登記法人については、番号指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。

法人番号は個人番号とは異なり、原則として公開され、民間事業者間でも自由に利用できることになっています。

5 特定個人情報の保護措置

番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の扱いについて厳しい保護措置を定めています。

①制度面の保護措置

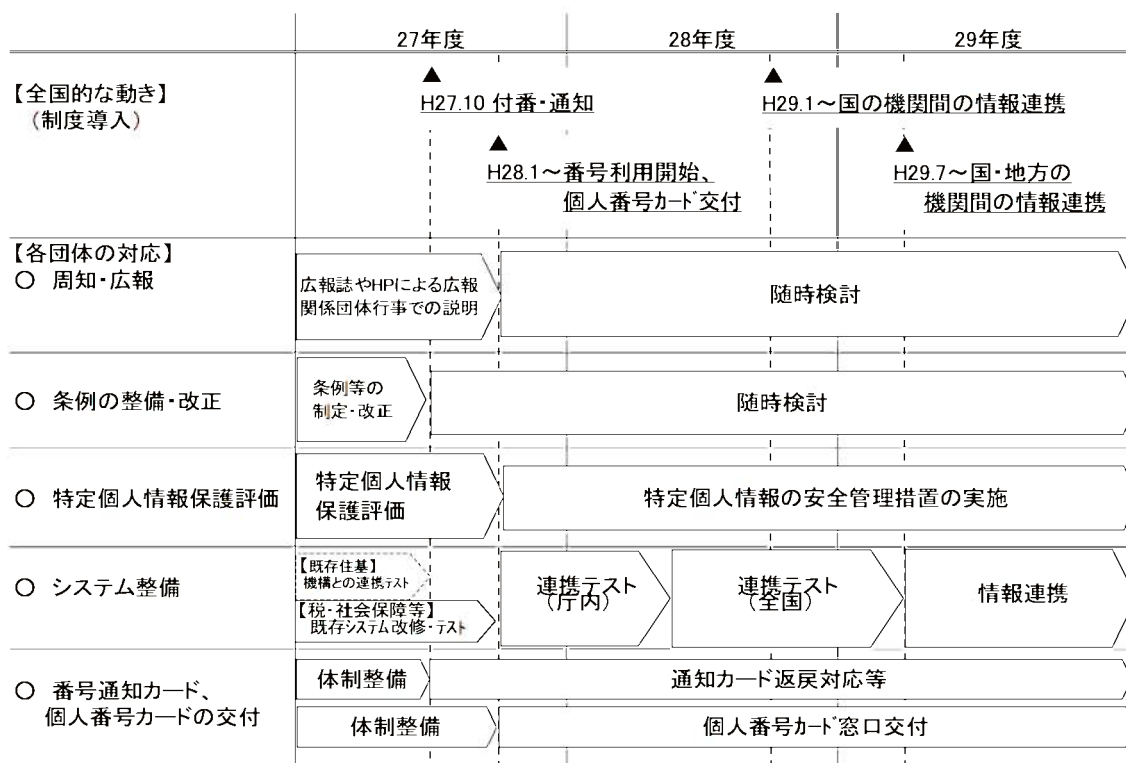
法律に定めがあるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。また、特定個人情報保護委員会が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。

②システム面の保護措置

個人情報を一元管理せず、従来どおり、各行政機関で分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスする人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

6 全体スケジュール

社会保障・税番号制度導入に向けた全体スケジュール



7 加東市における具体的な作業

① 社会保障・税番号制度の運用に向けた関係情報システムの改修

平成28年1月以降の制度の運用に対応するため、マイナンバー利用に関係するシステムの改修が必要となることから、平成26年度予算（平成27年度へ繰越）及び平成27年度予算により、関係システムの整備を進めています。

■ 関係システムの内容

対象システム	関係課	予算
住民基本台帳システム	市民生活部市民課	平成26年度
税務関連システム	総務部税務課	〃
統合宛名システム	総務部総務課・市民生活部市民課	〃

平成27年度予算対応のシステム

市民生活部：国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、健康管理システム

福祉部：介護保険システム、障害者福祉システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、保育料システム

②個人情報保護に関する条例等の改正・整備

現在、運用している加東市個人情報保護条例に加えて、マイナンバー利用にかかる特定個人情報保護のための関係条例等の改正・整備の準備を進めています。

- ・個人情報保護条例、特定個人情報の保護に関する条例、手数料条例など

③PIA（特定個人情報保護評価）の実施

当制度の運用にあたっては、特定個人情報の取り扱いをより厳格にするため、マイナンバー利用が関係するシステム（事務事業）すべての項目について、「特定個人情報保護評価（加東市においては基礎評価のみ）」の実施が求められており、順次進めていきます。

④個人番号配布、個人番号カード交付に向けての準備

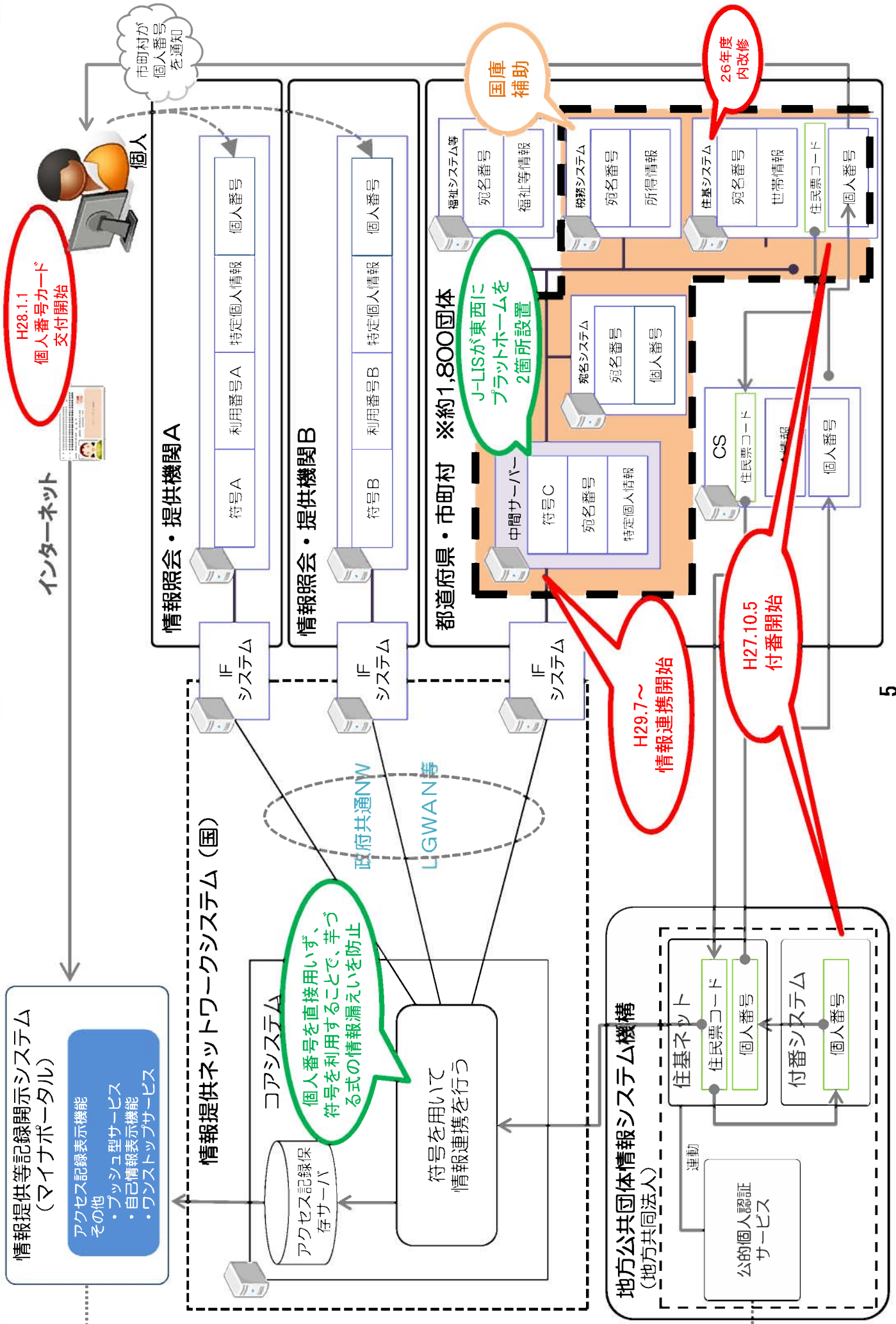
加東市の当面のタイムスケジュール

平成27年	7月中旬	J-LISから個人番号リストの配布
	8月下旬	仮番号付番
	10月4日	J-LISへ本人確認情報の送付
	5日	J-LISから市民へ通知カード郵送開始
平成28年	1月1日	個人番号カードの交付開始






⑤市民・事業者への周知

今後、広報紙、ケーブルテレビ、市ホームページなどの広報媒体により、市民、事業者への制度・運用等の周知を図っていきます。

社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	  <p>or</p> <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	  <p>表面(案) 裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口にて2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能 ○手数料：1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真真認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任 ○手数料：無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任 ○手数料：なし ○交付事務は法定受託事務 ○なし</p>
3 有効期間	<p>○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年</p>	<p>○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きい ため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで</p>	<p>○なし</p>
4 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場合での利用(就職、転職、出産育児、病氣、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号花子

住所 ○○県■■市△△町◇◇丁目○番地
△△号

平成5年3月31日生 性別 女 □□市長
発行 平成27年10月NH日 1234567890

製造管理番号

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

申請者ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
個人番号 1234 5678 9012

■■■■■■市長様
(地方公共団体情報システム機構 宛)

番号 花子

住所 ○○県■■市△△町◇◇丁目○番地△△号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

※代誌文字情報

電話番号	外国人住民の区分
在留期間等満了日の有無	N 在留期間等満了日
右欄の点字表記を希望する	<input type="checkbox"/>
※最大11文字まで(濁点等は1文字)	バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォンから交付の申請ができます。

10000019 01/01
31901100000019#

視覚障がい者用音声コード

(表)

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

- 最近6か月以内に撮影
- 無帽 正面 無背景のもの
- 裏面に、氏名 生年月日を記入してください。

以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の「案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

○ 署名用電子証明書※
※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

○ 利用者証明用電子証明書

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

ふりがな 本人との関係

代理人氏名(自署) 印

代理人記載欄 代理人住所 (電話番号:)

【注】表面の記載事項のうち、4桁の本人属性識別番号がある場合、申請は受付けられないので、本人属性識別番号は任意の住所に記入してください。

●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大事に保管願います。


マイナンバー

(裏)

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書の様式(案)

(表)

郵便はがき A10-012345



012012340123456789

398-9999
〇〇県 市△△町◇丁目〇番地▽▽号
番号 花子

http://www.city.aaa.aab.ccc.ddd.eee.fff.ggg.hhh.iii.jjj.kkk.lll.mmm.nnn.ooo.ppp.qqq.rrr.sss.ttt.uuu.vvv.www.xxx.yyy.zzz

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を封入してください。

市区町村名	市
交付場所名	市役所
交付場所所在地	〇〇県 市△△町◇ - ◇
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報 × → ▲ ○ ⊕ □

電子証明書に使用される文字は、一般パソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えてください。また、別の改字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出て下さい。

〇〇市役所
〇〇県 市△△町◇ - ◇

はがす



目隠しシールを剥がして、交付場所をご確認してください。
(注意) 剥がした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合に、ハガキ裏面の暗証番号記入欄に貼付していただく必要がありますので、委任される方は、先に暗証番号をご記入してから剥がしてください。

(裏)

A10-012345

〇〇市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード及び電子証明書の発行ができましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に相違なければ以下の回答書に記入・署名・捺印の上、あなたご自身が受取印の交付場所にて返付してください。なお、未印刷には以下の書類を封入して下さい。

- ・本通知書
- ・通知カード (お持ちの方のみ)
- ・本人確認書類 (運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、住民票、出生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給資格証等市町村長が適当と認める書類のうち2点※)

〇〇市長様 平成 年 月 日 日

個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

本人の住所 _____ 印 _____
本人の氏名 _____ 印 _____

〇〇市長様 平成 年 月 日 日

本人の住所 _____ 印 _____
本人の氏名 _____ 印 _____

代理人の住所 _____
代理人の氏名 _____

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領及び電子証明書の発行手続き (代替文字の選択を含む)、電子証明書の受領の権限を委任しましたので通知します。

代理人の住所 _____
代理人の氏名 _____

代理人に委任する場合は、あなたがご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付して下さい。

① 署名用電子証明書暗証番号 (暗証文字8文字以上16文字以下)
② 利用者識別用電子証明書暗証番号 (数字4桁)
③ 住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)
④ 券面事項入力補助用暗証番号 (数字4桁)

※〇〇市役所窓口で、代理人に依頼できる場合は、通知カード裏面に同封された「印刷番号多量印刷用紙」の「個人番号カードコールセンター 0000000000」に印刷してください。
(個人番号カードホームページ <http://www.aaa.aab.ac.jp>)

必要に応じ再利用

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

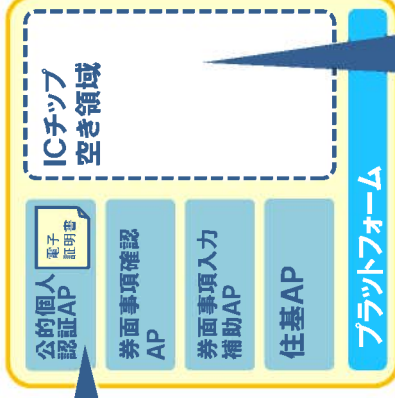
裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

電子
証明書
を格納
する。

ICチップ内のAP構成

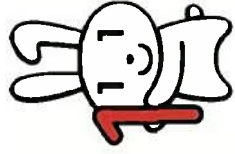


市町村等が用意した独自
搭載するために利用する。
アプリ

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。